

※この助成制度は令和7年度で終了となります。

耐震補強工事（補強計画一体型）についてのご案内

- ・耐震補強計画・工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！
- ・令和7年度の2月末までに補強工事を完了し、完了報告の提出が必要です。

補強工事を行うためには、耐震補強計画を作成する必要があります。作成した補強計画に基づき補強工事を行います。

計画及び工事については「静岡県耐震診断補強相談士」がいる建築士事務所等又は工務店・大工さん等に直接依頼して下さい。

（静岡県耐震診断補強相談士の名簿は建築住宅課でご覧いただけます。）

市の助成制度

対象：次のすべてを満たすもの

- 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- 耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅
- 総合評点を1.0以上かつ0.3以上向上する耐震補強計画・耐震補強工事
（※耐震補強計画は、静岡県耐震診断補強相談士が作成すること）
- 原則として、現在居住用で使用している住宅
- 耐震化促進のPRを行うこと（現場見学会、完成見学会、工事実施の感想等）

補助額：補強工事費の80%に相当する額。

	限度額（P.8 基準額算定フロー参照）
高齢者等世帯	120万円（条件あり）
その他の世帯	95万円（条件あり）

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 見積書の写し（※補強計画策定費用、補強工事費用が確認できるもの）
4. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
（確認通知書の写し・固定資産評価証明書など）
5. ≪所有者以外による申請の場合≫
所有者の承諾書
6. 案内図
7. 既存住宅の配置図及び各階平面図
8. 補強計画作成者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
9. わが家の専門家診断結果報告書の写し又は耐震診断結果報告書の写し
10. ≪高齢者等世帯の場合≫

家族構成報告書

11. <<高齢者等世帯の場合>>

65 歳以上であること又は障害者等であること

若しくは 18 歳未満で就学していることが確認できる書類の写し

12. 市税完納証明書（市民税課 手数料 300 円、3 ヶ月以内に発行されたもの）

または、同意書

13. 木造住宅耐震補強事業の PR 活動への協力確認書

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。



・耐震補強計画の契約（契約者は、補助申請者と同一人物にして下さい。）

・耐震補強計画を作成

補強後の建物の強さ（総合評点）を決めます。

1. 理想とする補強：総合評点 1.5 以上

最低限の補強：総合評点 1.0 以上

2. 補強の個所や方法を決めます。

3. 併せて行うリフォームを決めます。

4. 工事の予算を確認します。

見積書を書面でもらい、内容を確認しましょう。作成した補強計画をもとに工事金額を算出します。

チェック事項 1. 内訳明細書で工事内容と金額を確認しましょう。

2. 別途工事の範囲が記載されているか確認しましょう。

3. 数量・単価は適切か確認しましょう。

4. 計算違いはないか確認しましょう。

耐震補強計画が作成できたら、以下の書類を提出し、計画内容の確認を受けてください。

※補強工事費用が変更になる場合は、変更承認申請が必要です。

○補強計画の確認 提出書類○ 各 1 部

1. 耐震補強計画確認申請書

2. 補強前後の I_w 値及びその算定根拠を示す補強計画書

3. 補強前後の壁仕様等、補強方法、施工箇所を示した補強計画平面図

4. <<平成 12 年建告第 1460 号の仕様に適合する場合>>

金物図

5. 策定した補強計画に基づく補強工事の見積書の写し

内容を審査し適正と認められれば、耐震補強計画確認結果通知書を送付します。



作成した補強計画を基に補強工事を実施してください。

やむを得ず補強工事を断念する場合は、「事業の切替え（耐震補強計画）」又は「事業の取下げ」が必要となります。

・詳細は P. 11 「事業の切替え（耐震補強計画事業）についてのご案内をご覧ください。」



- ・耐震補強工事の契約（契約者は、補助申請者と同一人物にしてください。）
- ・耐震補強工事に着工

耐震補強工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し（※補強計画策定費用、補強工事費用の領収書どちらも）
4. 契約書の写し（※補強計画、補強工事の契約書どちらも）
5. 施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時の写真（※原則、カラーで提出すること）
6. 木造住宅耐震補強事業の PR 活動への協力実績報告書

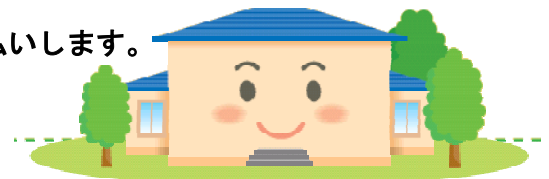
完了報告書が提出されると、補強工事の内容を審査します。

（必要に応じて、検査を行います。）

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。



耐震補強された安全な家に



耐震補強工事費用に対する税制の優遇措置

現行の耐震基準に適合させる耐震補強工事が行われた場合

- 所得税の特別控除（適用期限：R7.12/31）

耐震補強工事費用から補助金額を差し引いた額の 10% を所得税から控除
（最大 25 万円 自らが居住する住宅を改修した場合に限る。）

- 固定資産税の減額

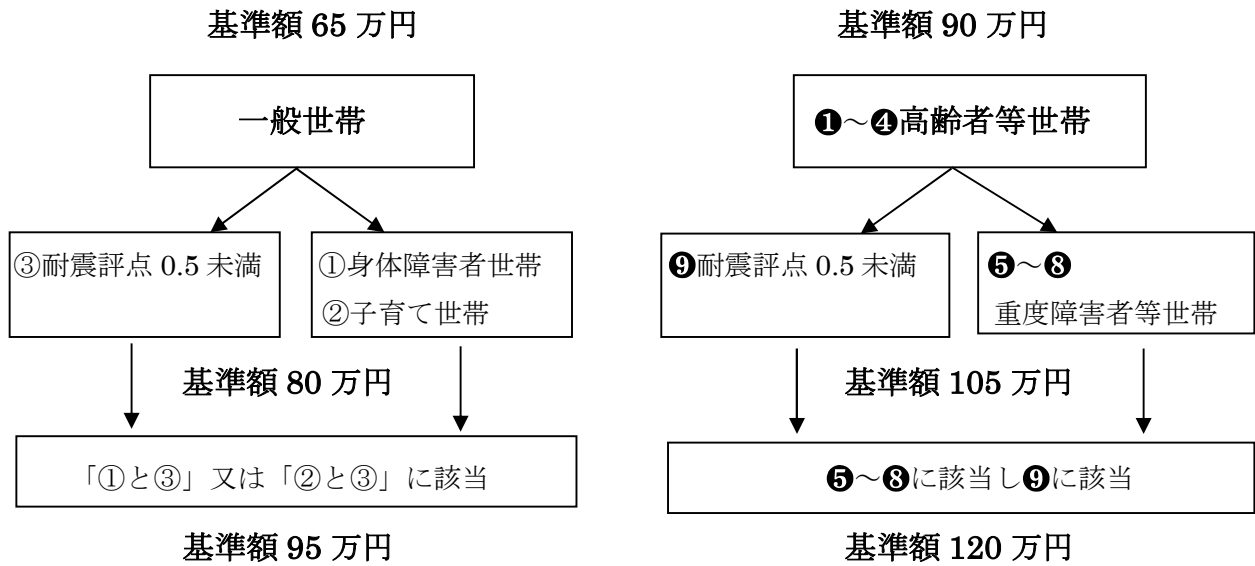
平成 25 年～令和 8 年 3 月 31 日までに工事完了：1 年間固定資産税を半額
（改修の費用が 50 万円超に限る。）

※補助金を受けて補強工事をした方に対し、建築住宅課では、税制優遇措置を受けるために必要な耐震改修証明書を発行いたします。

※過去に木造住宅補強計画策定事業による補助金の交付を受けている場合はご相談ください。耐震補強工事（補強計画一体型）の助成を受けることは可能ですが、補助金額は補強工事の補助金額から木造住宅補強計画策定事業による補助金額を差し引いた金額になります。

また、平成 25 年以前に作成している補強計画は使用できませんので、再度計画を作成していただく必要がありますのでご注意ください。

基準額算定フロー



【一般世帯】

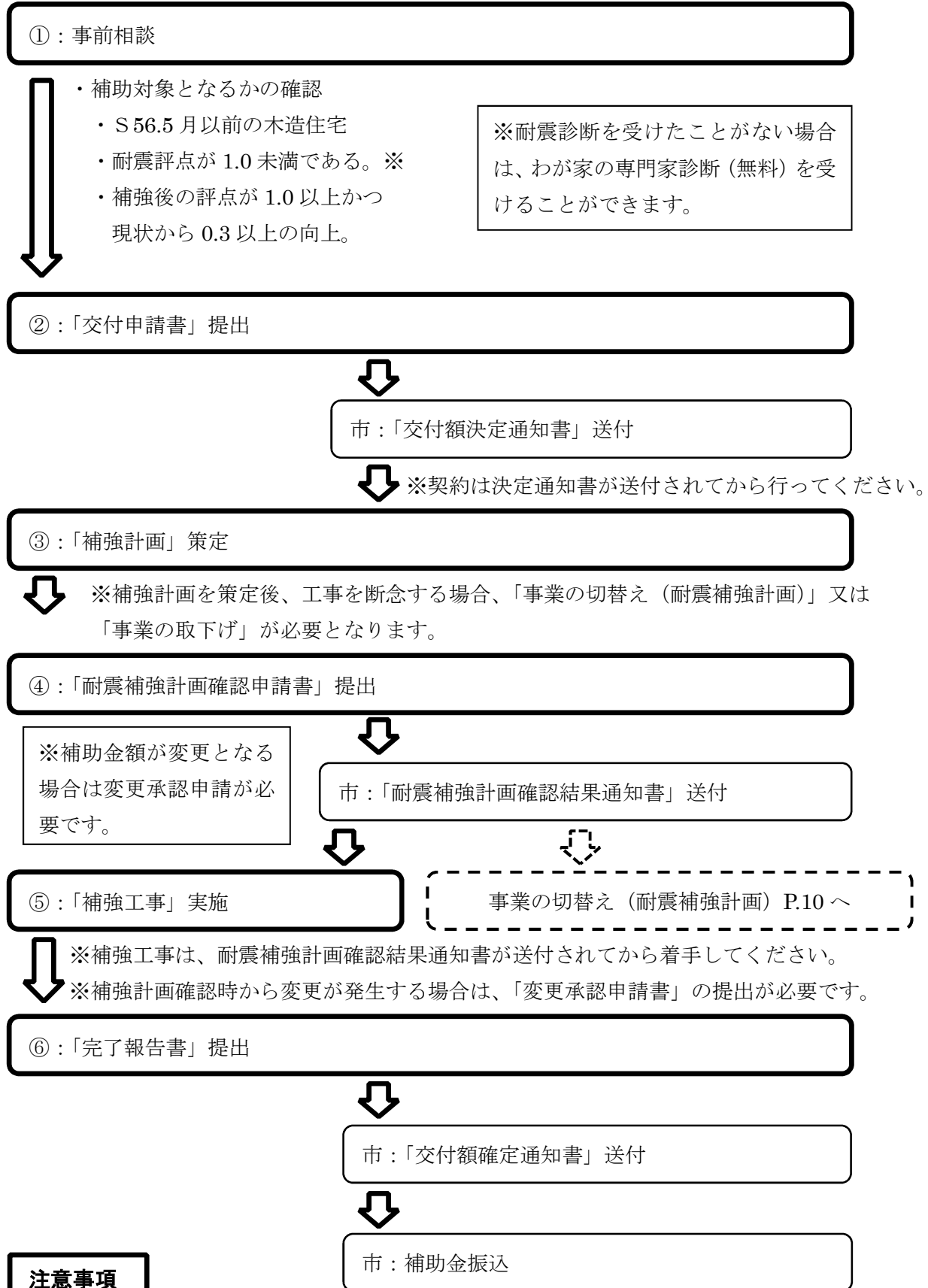
- ①身体障害者手帳の交付を受けた障害者（身体障害程度等級 3～6 級）が居住するもの
- ②子どもが 2 人以上居住するもの（15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者に限る）

【高齢者等世帯】

- ①身体障害程度等級が 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている者が居住するもの
- ②65 歳以上（事業完了までに 65 歳に達する者も含める）の者のみが居住するもの及び
65 歳以上の者以外に 15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者のみが居住するもの
- ③介護保険法（平成 9 年法律大 123 号）の規定により要介護者又は要支援者に認定された
ものが居住するもの
- ④療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けているものが居住するもの
- ⑤身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で障害者の程度が
1 級又は 2 級の者が居住するもの
- ⑥介護保険法による認定区分が要介護 3 から 5 までの者が居住するもの
- ⑦療育手帳の交付を受け、知的障害者障害程度等級が A1（最重度）又は A2（重度）の者が
居住するもの
- ⑧精神障害者保険福祉手帳の交付を受け、精神障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級の者が
居住するもの

耐震補強工事（補強計画一体型）

補助申請手続きの流れ



※年度内に工事の完成（2月末を目途に完了報告書の提出）が条件となります。

※耐震補強計画の策定と耐震補強工事の実施を一体的に行う事業に対する補助金です。

補強計画を策定後、補強工事を断念する場合、補助金は交付されません。

※事業の切替えを行った場合は、その後、補強工事の補助は受けられません。

※補助を受けずに補強計画の策定を行った場合は、補強工事からの申請が可能です。